

The illustration features a central red rectangular box with white text. Surrounding this box are various cartoon-style illustrations of children in different poses and activities, such as running, jumping, playing with balloons, and holding an umbrella. The entire scene is set against a light yellow background, which is itself framed by a wide red border.

第3期 昭和町
子ども・子育て支援事業計画
概要版

令和7年3月
昭和町

計画策定の背景と目的

計画策定の背景

平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から施行され、本町においても、「昭和町子ども・子育て支援事業計画」を同年3月に策定、また令和2年に改訂版となる「第2期昭和町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、認定こども園・幼稚園・保育所（園）を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実と共に子育て家庭の支援等に努めて参りました。

この度、計画期間が令和6年度をもって満了となることから、第2期計画の評価・見直しを行うとともに、国の改定指針も踏まえ、引き続き、誰もが安心して教育・保育が受けられるような環境づくりに努め、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取り組みを計画的に推進するため、新たに「第3期昭和町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

こども施策に関する国の動向

令和5年4月に施行された「こども基本法」には、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神に則り、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的として、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定められています。

令和5年12月には、「こども大綱」が閣議決定されました。これまで個別に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められています。

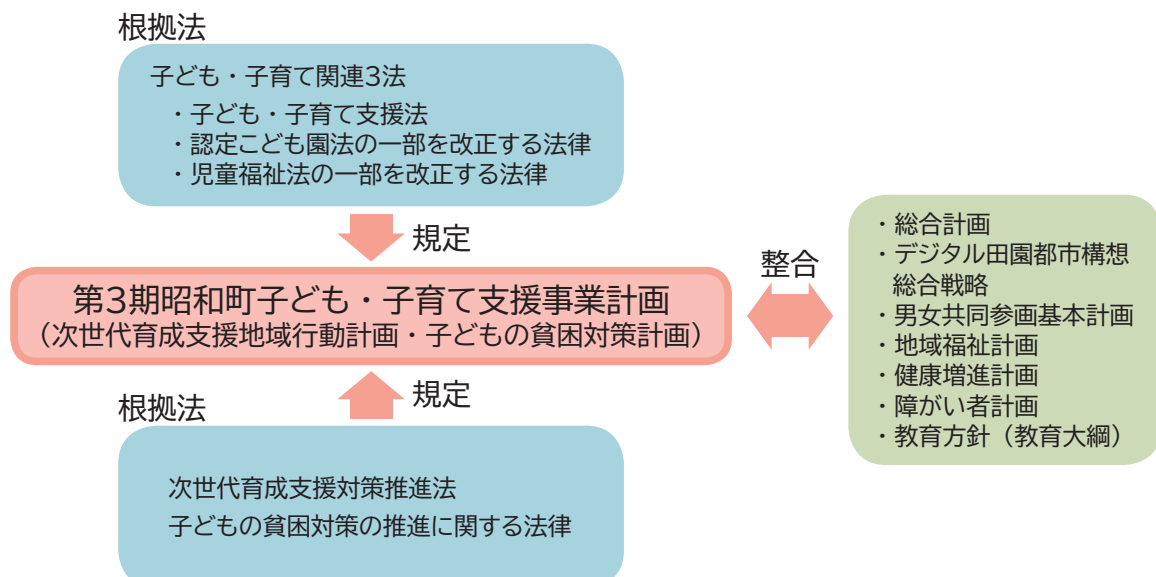
本町でも令和6年4月に「こども家庭センター」が開設され、こども施策の推進を更に進めていく体制を取っています。

計画の位置づけ

本計画は、支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、提供体制の確保内容や実施時期等を定めています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの貧困対策の計画策定が市町村の努力義務となりました。子どもの貧困対策関連施策を推進するため、本計画は「子どもの貧困対策計画」を内包した計画としています。

併せて、上位計画である「昭和町第7次総合計画」、「デジタル田園都市構想第3期昭和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、本計画と関連性の強い「昭和町教育方針（教育大綱）」など、各種計画との整合性を図り策定しています。



計画の期間

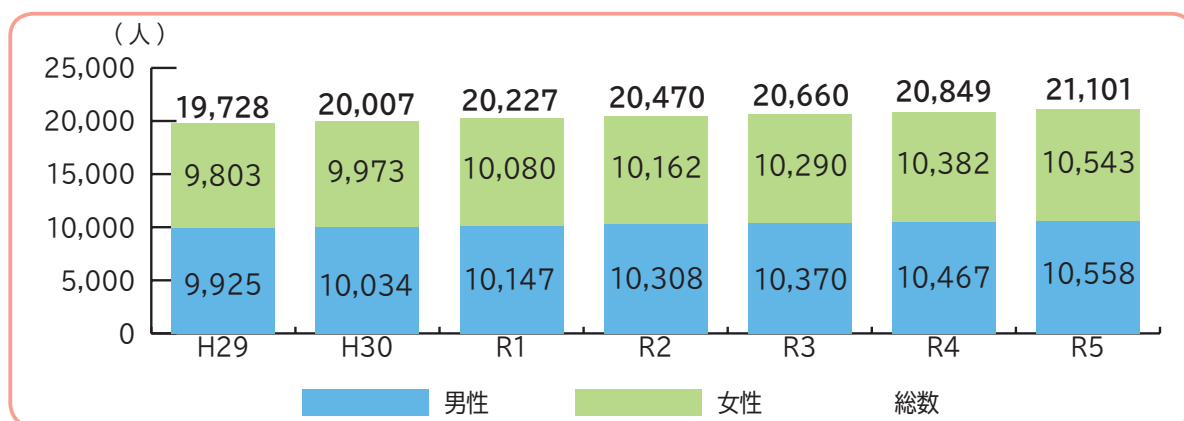
計画期間は、支援法第62条の規定により令和7年度を初年度として、令和11年度までの5か年とします。なお、各施策の進捗状況について、年度ごとに分析・評価するとともに計画期間中に社会環境の変化などが生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
第7次総合計画	←							→
デジタル田園都市 構想総合戦略		←				→		
第3期子ども・子育て 支援事業計画		←				→		

本町の現状

男女別人口の推計

本町は平成30年には総数で20,000人を超え、その後も増加傾向が続いています。令和5年には21,101人となっています。

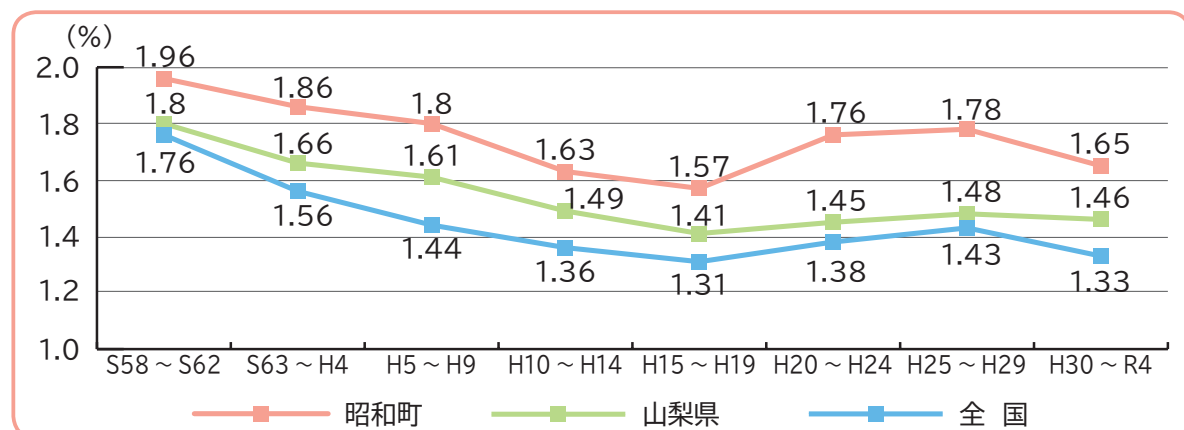


出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国、山梨県、本町ともに減少傾向が続いていました。平成20年～24年に上昇に転じましたが、平成30年～令和4年で再び減少傾向となっています。

本町の合計特殊出生率は、山梨県や全国よりも高い数値となっています。



出典：厚生労働省

基本理念

子どもが、親が、地域が育つ、子育て支援のまち 昭和町

「本町の現状」に見られるように、本町は現在も人口が増加している県内では数少ない自治体です。平成30年には20,000人を超え、令和5年には人口総数で21,101人となっています。

合計特殊出生率は、平成30年～令和4年の平均値で1.65と、県の1.46、全国の1.33を上回っています。また、小学校に通う児童は、押原小学校、西条小学校で増加傾向となっています。

ニーズ調査の結果では、本町の子育ての環境や支援について不満傾向（「不満」や「やや不満」）の回答が、未就学児では21.1%、小学生では13.1%と、比較的低い状況となっています。

今後も環境の変化に対応しつつ、高い満足度を維持していくためには、町の施策が重要なことはもちろんですが、併せて、それぞれの家庭や地域が一体となった「幅広い支援を行うことのできる子育て環境」を創っていく必要があります。このような子育て環境の実現を目指して、基本理念を「子どもが、親が、地域が育つ、子育て支援のまち 昭和町」と定めます。

基本方針1 子どもの幸せを最も尊重していきます。

最も重要な視点は「子ども」の幸せを尊重していくという視点です。特に小学校に通う学齢期までの期間は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、生きる力を育み、調和のとれた発達を図っていく大切な時期です。常に子どもの立場で考え、子どもの声に耳を傾け、大人の考えや都合が先行してしまうことがないようにすることが大切です。



基本方針2 家庭の教育力の向上と次の代の親づくりを行っていきます。

父母などの保護者が子育てについての第一義的責任を持っています。子どもにとっては、家庭は最も重要なよりどころであり、家庭での教育が子どもの教育の原点となります。今、子どもがいる家庭はもちろん、将来家庭をもち、次の世代の親となる子どもに対しても、長期的な視野に立って考えていくことが大切です。

基本方針3 すべての子どもとその家族を地域社会全体で支援します。

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではありません。保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することを可能とすることが重要です。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていく必要があります。



基本方針4 利用者のニーズに応じた質の高いサービスを提供します。

核家族化や都市化の進行といった社会環境の変化や価値観の変化によって、子育てに関するニーズも多様化しています。それぞれのニーズに柔軟に対応しながら、サービスを安心して利用できるような質の高いサービスを提供していきます。



基本方針5 地域の資源と特性を生かし地域内の協働による子育てを実施します。

地域におけるつながりが希薄化し、同世代の子を持つ親同士が知りあう機会も減少しています。しかし、その一方で、NPOなどを中心とした地域における活動や、情報通信技術の進歩による新しいつながりも生まれています。地域における人材をはじめとしたあらゆる資源を活用して、地域全体で協働して子どもの育成に取り組めます。

基本理念を達成するための基本方針と、重点的に実施する子ども・子育て支援策は以下のような体系で展開していきます。

【基本理念】

子どもが、親が、地域が育つ、子育て支援のまち 昭和町

【基本方針 1】
子どもの幸せを最も
尊重していきます

【基本方針 2】
家庭の教育力の向上
と次の代の親づくりを
行っていきます

【基本方針 3】
すべての子どもとその
家族を地域社会全体
で支援します

【基本方針 4】
利用者のニーズに応じた
質の高いサービスを提供
します

【基本方針 5】
地域の資源と特性を生かし
地域内の協働による子育て
を実施します

【子ども・子育て支援事業】
教育・保育給付事業、地域子ども・子育て支援事業

【重点項目 1】
地域における
きめ細かな子育て支援

【重点項目 2】
支援を必要とする
子どもたちへの支援

【重点項目 3】
教育環境の充実

【重点項目 4】
安心して子育てが
できる環境づくり

【重点項目 5】
子どもの貧困問題への
対応

- (1) 延長保育事業
- (2) 放課後児童健全育成事業
- (3) 子育て短期支援事業
- (4) 地域子育て支援拠点事業
- (5) 一時預かり事業
- (6) 病児・病後児保育事業
- (7) 子育て援助活動支援事業

- (8) 利用者支援事業
- (9) 妊婦一般健康診査費助成事業
- (10) 乳児家庭全戸訪問事業
- (11) 養育支援訪問事業
- (12) 子育て世帯訪問支援事業
- (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (14) 児童育成支援拠点事業

- (15) 親子関係形成支援事業
- (16) 妊婦等包括相談支援事業
- (17) 乳児等通園支援事業
- (18) 産後ケア事業

子育て支援のまちづくりのための取り組み



教育・保育給付事業の量の見込みの算出に際しては、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に沿って、児童人口推計とニーズ調査の結果から算出していますが、実績値との乖離がみられる事業においては、昭和町の実績値と対象児童の人口推計および利用意向の傾向を踏まえ補正しています。

計画期間の推計児童人口

計画期間中における0歳～17歳の児童人口について、以下の方法により、推計しました。

- ① 年度ごとの出生数については、令和6年の出生数実績を基に、昭和町の出生数の増減傾向を加味した数値としています。
- ② 1歳児以上の人口については、各年齢における過去5年のコーホート変化率の平均を算出し、①で算出した出生数に加算しています。

以上の方法から推計した令和7年度から令和11年度の0～17歳の児童人口の推計値は以下のとおりです。

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	176	177	178	179	180
1歳	183	184	185	186	187
2歳	199	188	189	190	191
3歳	206	202	191	192	193
4歳	211	211	207	196	197
5歳	237	215	215	211	200
6歳	212	241	219	219	215
7歳	250	213	242	220	220
8歳	234	252	215	244	222
9歳	231	234	252	215	244
10歳	250	230	233	251	214
11歳	251	249	229	232	250
12歳	198	249	247	227	230
13歳	252	197	248	246	226
14歳	260	251	196	247	245
15歳	225	257	248	193	244
16歳	209	223	255	246	191
17歳	207	209	223	255	246
合計	3,991	3,982	3,972	3,949	3,895



地域子ども・子育て支援事業

1	延長保育事業 (時間外保育)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
2	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)★	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、一時的に施設等でその児童を預かり、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業:ショートステイ事業)です。
4	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
5	一時預かり事業	「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」は、町内では幼稚園に代わって、認定こども園で教育時間終了後や夏季休業時等に子どもを預かる事業です。「上記以外の一時的預かり」は、各家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間の時間帯に、認定こども園・保育所(園)・その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
6	病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
8	利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
9	妊婦一般健康診査費助成 事業(妊婦健康診査)	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
11	養育支援訪問事業★	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師などの専門職がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
12	子育て世帯訪問支援事業 ★	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。
13	実費徴収に係る補足給付 を行う事業	私学助成幼稚園へ通う児童のうち、低所得や兄弟姉妹の多い世帯に対して副食費(給食費のおかず相当分)の助成を行う事業です。
14	児童育成支援拠点事業	養育環境や学校に課題を抱える児童やその家庭に対して、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供などを行う事業です。児童の最善の利益の保障と健全な育成を図り、虐待を防止することを目的としています。
15	親子関係形成支援事業★	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその子どもに対して、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談及び助言などの支援を行う事業です。
16	妊婦等包括相談支援事業	妊婦やその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報の提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。
17	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。
18	産後ケア事業	出産後、育児への不安や負担感を有する母親とその乳児が、母体のケアと育児に関する相談、沐浴や授乳等の指導等の支援を助産師等が提供する事業です。

※ ★印は、こども家庭センターにおいてサポートプランを作成し、実施する事業です。

教育・保育の量の見込みについて

1号認定・2号認定

3～5歳児童人口の減少に伴い、1号・2号認定の見込み量も減少傾向と見込んでいます。

昭和町内利用定員数については、令和6年度の各施設の利用定員の合計が令和7年度以降も受け入れ可能として、引き続き437人としています。

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3～5歳推計人口	654	628	613	599	590
1号・2号認定の見込み量	620	595	581	568	559
1号認定(3～5歳)	181	174	170	166	163
2号認定(3～5歳)【幼児教育希望】	299	286	279	273	269
2号認定(3～5歳)【保育希望】	140	135	132	129	127
教育・保育事業未利用児童数	34	33	32	31	31
昭和町内利用定員	437	437	437	437	437
昭和町外広域等利用数	183	158	144	131	122

3号認定

令和7年度以降の量の見込みについては、ほぼ横ばいの状態が続くと推計されています。

昭和町内利用定員数については、令和6年度の各施設の利用定員の合計が令和7年度以降も受け入れ可能として、引き続き296人としています。

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳推計人口	558	549	552	555	558
3号認定の見込み量	319	314	316	317	319
3号認定(0歳)	101	100	100	100	101
3号認定(1歳)	105	105	106	106	107
3号認定(2歳)	113	109	110	111	111
教育・保育事業未利用児童数	239	235	236	238	239
昭和町内利用定員	296	296	296	296	296
昭和町外広域等利用数	23	18	20	21	23

こども家庭センター しょうわ について

町では、妊娠期から子育て期にわたる支援をさらに充実強化させるために、令和6年4月1日に、こども家庭センターを開設しました。

こども家庭センターは、妊娠・出産・子育てについての総合相談窓口です。

妊産婦さんやこどもたちとご家庭が、健康で安心した生活が送れるよう、健康の保持増進やこども福祉に関する相談に一体的に対応し、それぞれのご家庭に応じた支援に繋がるよう切れ目なく対応いたします。

